

論説：

海外政治視察団の派遣決定過程と日露講和問題

曾田三郎

問題の所在

周知のように、光緒31年6月14日（1905年7月16日）、載澤等を政治視察のために海外に派遣する旨の上諭が出された。この上諭の中で、派遣の決定理由としてあげられていることは、実施担当者が真剣に実行に取り組まないことによる「変法」の成果の欠如であり、東西各国の政治を調査して、その長所を採用することが求められていた。

この海外政治視察団の派遣は、どのような経過を経て国策として採用されるに至ったのであろうか。清朝の立憲政策に関するこれまでの研究は、この問題に対して共通の明確な解答を与えているわけではない。極めて包括的な意見としては、視察団が派遣された「原因」を「八ヶ国連合軍の北京占領からのショック」、日露戦争の影響、「立憲派の説得」に求めている例がある⁽¹⁾。この4年にわたる事態は、いずれも視察団の派遣が実現する上で多少とも関わりを持っているであろうが、派遣決定の過程は明らかでない。また「立憲派の説得」の内容も具体的ではない。

視察団派遣の決定過程に、より限定的で直接的に言及した一つの見解は、日露講和会議に対して東三省における中国の主権確保を要求することが、そもそもの動機であったとするものである⁽²⁾。このような見解に一つの根拠を提供しているのは、当時、御史であった趙炳麟の「光緒大事彙鑑」巻12である。このなかで趙炳麟は、東三省の主権を守るために、日露講和会議へ代表を参加させようとしたが、拒絶されることを恐れ、「憲政調査」を名目として載澤等を各国に派遣することにした、

と述べている。政治調査は名目で、実質は講和会議への関与を目的としていたという見方は、上諭の発表当初、北京の日本公使館に寄せられた情報や、日本での新聞報道にも存在していた。

これに対して、視察団派遣のそもそもの目的が、日露講和会議に向けた東三省の主権確保要求にあったとするこうした説を批判し、もっぱら日本外務省の認識の面からそれが成り立たないことを主張している研究もある⁽³⁾。一方、中国においては、政治視察団の派遣に対する「江浙の立憲派」の役割を重視する見解が見られる。それによれば、海外の政治視察を最初に提起したのは「江浙の立憲派」であって、その動機は日露戦後の講和会議に参加できないことによる主権の喪失への危惧であり、主権の確保と政治視察団の派遣をめぐって、日露開戦からまもなく、彼らによる清朝官僚に対するさまざまな働きかけがなされていたことが明らかにされている⁽⁴⁾。

海外政治視察団派遣に関する、以上のようなこれまでの研究に対して、本稿の課題との関連でとりあえず確認しておかねばならないのは、以下の2点である。それは第1に、海外に政治視察団を派遣する目的に関して、それが中国の主権確保にあったか否かは、重要な争点にならないということである。問題は、主権の確保を日露講和会議への関与という外交の場で追求しようとしたのか、それとも内政改革を通じて実現しようとしたのか、という点にあった。第2に、政策の立案をめぐるさまざまな回路を通じた社会からの影響と、国策としての決定の過程とは、自覚的に区別される必要があるということである。海外の政治調査の必

要性をめぐる、個別の官僚との関係に基づく「江浙の立憲派」の提案は考察に値する重要な問題である。しかしそのような提案が国策として採用され、実施に移されていくためには、特定の政治的局面の出現が必要であった。それこそが日露二国間による会議という形式での、日露講和会議開催の決定であった。

一 日露講和会議開催の決定と中国の対応

まず初めに、日露講和会議開催への経過を、簡単に振り返っておく。日露講和会議開催の実現は米国大統領のセオドア・ルーズベルトの仲介を軸に進展していった。ルーズベルトは1905年1月の旅順陥落を契機に、ロシアに対して講和の働きかけを開始した。5月の日本海海戦での勝利の後、日本政府から正式に講和の斡旋を依頼されたルーズベルトは、翌6月になって日露両国に対して講和の勧告を行った⁽⁵⁾。

1905年8月から始まる日露講和会議に至るこの過程の中で、本稿の内容との関連で重要なことは会議の開催形式である。駐日米国公使から小村外務大臣に伝えられた、6月のルーズベルトによる正式の講和勧告では、会議の形式は「相互間ニ直接ノ講和談判」を行うものであり、「全然両交戦国間ニ於テ直接ニ之ヲ行フ」ことが強調されていた⁽⁶⁾。交戦当事国である日露両国による直接交渉という講和会議の形式は、日本の希望に副うものであったが、これ以前、ロシアやフランスは「列国会議方式」の採用を主張していた⁽⁷⁾。またルーズベルトも、「列国会議方式」による講和を一貫して構想していなかったわけではない。

日露戦争をめぐっては、ドイツが極東における英米日3カ国の協力関係の形成を阻むために、黄禍論を流布させるなどしてロシアを自らにひきつけようとしていた。日本政府はこれへの対抗と戦

争遂行への支援獲得のために、英米仏3カ国への働きかけを積極的に遂行していった。具体的には、中国を参戦させずに中立状態に置くとともに、ルーズベルト大統領と同じくハーバード大学の出身である貴族院議員の金子堅太郎を米国に派遣する一方で、同じく貴族院議員でケンブリッジ大学で学んだ末松謙澄をイギリス・フランスへ派遣した⁽⁸⁾。金子はルーズベルトとただ出身大学を同じくしていただけではなく、彼が1889年に議会制度調査のために欧米に出かけて以来の、旧知の間柄であった。金子は開戦の翌月にはルーズベルトと最初の会見を行い、翌年の9月まで頻繁に会談を繰り返して米国の意向を探るとともに、ルーズベルトを日本支援にひきつけるための活動を行った。

1904年6月6日の会談において、ルーズベルトは金子と高平駐米公使に対して、講和条件について言及するとともに、適当な時期に至れば「日本ノ為メニ周旋ノ勞」をとることを辞さない意思を表明した。これに対して金子は、講和条件については、「満州ニ於ケル露国ノ鉄道」の処理に関するルーズベルトの考えを質す一方で、講和会議の形式について、「日露両国ノ談判ニ止ムルコト然ルヘキ歟」、あるいは「関係列国（英仏米独清）ヲ加ユルコト宜シキカ」という質問を発している。これに対してルーズベルトは、講和条件をロシアに確実に実行させるために、列強を加えて保証させたほうが得策であるとし、さらに「此等七ヶ国ナレハ日本ノ穏当ナル要求ハ多数ノ認諾スル所トナラン」と述べていた⁽⁹⁾。ルーズベルトはこの時点では、日露の両当事国と欧米の4カ国、それに中国も加えた「列国会議方式」での講和会議を考えていた。「列国会議」という会議の形式、それにそこに中国を加えることに対して、金子はとくに拒否的反応を示してはいなかった。

ルーズベルトの「列国会議方式」構想は、その後もしばらく維持されたようで、1905年1月7日の金子との会談で、「講和談判ノ時」、「日本ノ成功

ヲ妨ケサル様」、英仏独3カ国と内密に交渉してきた結果、日本に対して有利な傾向を得られたので、それを政府に通知するように要請していた⁽¹⁰⁾。先にもふれたように6月の正式な講和勧告では、ルーズベルトは日露両国による直接交渉を提起しているが、少なくとも1905年1月までの時点では、中国への具体的な言及はなくなっているものの、「列国会議方式」を構想していたのである。

こうした列国会議開催の動きは、この頃の日本の新聞でも報道されており、『大阪毎日新聞』（明治38年1月29日）はワシントン来電として、米国国務長官ジョン・ヘイが「列国会議を開催せんと各国に案内を發した」ことを報じていた。また同じ『大阪毎日新聞』の明治38年7月9日付の「講和と列国」という記事は、ヘイ長官の日露講和問題に関する列国会議開催の意向が広がったのが「12ヶ月以前」のことであったとしている。これは先に述べたルーズベルト・金子会談で、中国も含めた7カ国会議案が提示された時期にあたる。こうしてみると、ルーズベルトによる講和の働きかけが具体化する以前の、1904年6月から1905年1月頃までの間は、講和会議の形式として「列国会議方式」も検討されており、米国国務長官は積極的な提唱者であったことがわかる。当初の時点では、列国会議への中国の参加は排除されていたわけではなかった。その後、中国自体の参加は困難になっていったとしても、日露両当事国以外の参加国への働きかけによって、自らの意思を会議に反映させる可能性は残されたのである。

したがって実際に講和会議が開催されるまでの間、中国が日露講和会議への具体的な関与の可能性を模索したのは、当然のことであった。1905年1月の旅順開城を機に、清朝内部では「大官」のうちから日露両国に対する講和勧告の意見が出るようになった。またロシア駐在中国公使は、ロシアに講和の意があるとした上で、本国政府から戦局の有利な日本に対して、まず講和を提起するよ

うに建議していた。こうした講和勧告に向けての中国の動きを抑えるために、日本政府は松井臨時代理公使に対して、「調停説ノ極メテ不可ナルヲ説キ断然之ヲ排斥シテ一意専心日本ニ信頼シ静ニ時局ノ發展」を待つよう、外務部総理大臣の慶親王奕劻に申し入れをする訓令を出した。この訓令を受けた松井臨時代理公使は1月9日に慶親王に面会し、外務部が講和調停の上奏をしたとの新聞報道に関して、その真偽を確かめた。これに対して慶親王は、政府部内には種々の意見があることを認めた上で、調停の提起に関しては、それを否定した⁽¹¹⁾。

旅順開城直後の、以上のような中国による講和調停の動きはまもなく終息したが、6月に入ってからの日露両国による直接交渉開始のニュースは、講和会議への対応をめぐる清朝内部での議論を再燃させることになった。日露両国による直接の講和交渉という事態に直面して、清朝は1905年6月23日に中央の各衙門に対して、26日には各省の督撫および在外公使に対して、相次いで対策の建議を求めた。求められた対策は、二種類に分かれていた。一つは当面の講和会議に対する「因応」の策であり、もう一つは東三省の主権回復に関わる「善後」の策である⁽¹²⁾。まず先に検討する必要があるのは、「因応」の策である。

1905年7月、内田中国駐在公使は「翰林五名」の連名による上奏文の原稿を入手し、東三省問題に関する国論の一部を代表するものとして本国政府に送付した⁽¹³⁾。この上奏文は、「善後事宜ハ尚ホ細思シテ統陳スヘシ」とし、もっぱら「因応」の策を論じている。具体的に論じられていることは、中国の講和会議への関与の仕方であり、まず講和会議に代表を派遣すべきであるという意見については、「日露ノ交渉ハ中立国ト与ルナシ」と、それを退けている。また列国に訴えて裁定を求めようとする意見に対しては、「是レ尤モ不可ナリ」とより強く否定している。この上奏文の連名者、

また批判的に例示されている意見の提案者、いずれも不明であるが、実際に清朝内部にあった意見を取り上げていることは間違いない。

たとえばロシア駐在公使の胡惟徳は1904年10月の時点で、やがて和議を迎えることを想定し、各国の公法の専門家を選んで戦後の講和方法を検討させ、対応の準備を整えるように意見を提示していた⁽¹⁴⁾。ほぼ同じ頃、清朝内部では「親貴重臣」を選んで欧米各国に派遣し、日露戦争の平和的解決を図ろうとする動きがあった⁽¹⁵⁾。この時、欧米諸国に派遣されるべき人物として名前が上がったのが外務部侍郎の伍廷芳であり、西太后も乗り気だったようである。だが本人が時期尚早を主張し、また直隸総督の袁世凱が反対したこともあって、この計画は沙汰止みとなったが⁽¹⁶⁾、その後も、欧米諸国への援助要請は試みられていたようで、ルーズベルト大統領は金子に対して、清国皇帝の名で、領土の保全と満州の主権尊重に関して援助の要請があったことを、明らかにしていた⁽¹⁷⁾。当時、こうした外国への援助要請以上に、清朝内部で強力な意見になっていたのは、講和会議への代表の派遣であった。

1905年7月、ワシントンに代表を派遣して講和会議に参加するよう、ロシアが中国に勧告したとの情報について、内田中国駐在公使は事実確認のために、外務部会弁大臣那桐のもとに書記官を派遣した。当時の『大阪毎日新聞』は、中国に講和会議への代表派遣の意思があることを察知した中国駐在ロシア公使のポコチロフは慶親王に面会し、それに賛同し後押ししたと伝えていた⁽¹⁸⁾。日本公使館書記官の来訪を受けた那桐は、ロシアからの勧告については否定したが、代表派遣の意見は政府部内で多数を占めていること、また代表としては自らが予定されていることを明らかにした⁽¹⁹⁾。

当時、軍機大臣の一人であった榮慶の日記によると、1905年7月初旬には、東三省問題に関する意見が盛んに寄せられていたことが推察できる⁽²⁰⁾。

ロシアの関与が全くなかったかどうかは明らかでないが、代表の派遣は「因応」の策の一つとして提起されたのであり、今や国策として実施に移されようとしていた。7月3日、那桐は慶親王の指示に従って内田公使を訪問し、初めて直接に講和会議への中国からの代表派遣について内諾を求めた。内田は「本官一己ノ意見」として全く同意できないことを伝えるとともに⁽²¹⁾、ほぼ同時に到着した小村外務大臣からの訓令を受けて、慶親王と面会する手はずを整えた。

慶親王との面会は、那桐からの勧めによるものでもあった。那桐によれば、代表の派遣はロシアからの勧告に基づくものではなく、上諭により意見を求められた「北京各大官及地方総督巡撫」の中の「三十名」の多数が賛同した「因応」の策であり、間接的な忠告のみでは慶親王も変更できなかった⁽²²⁾。後に那桐は内田に対して、7月3日に謁見したときには、随行員の選定についてまで下問があったと述べているが⁽²³⁾、3日から4日にかけての朝廷内部での緊迫した動きは、那桐の日記⁽²⁴⁾にもうかがえる。3日に召見された那桐は、日露戦争のことについて質問を受けると同時に、これまでの努力を称えられ、今後も頼りとしている旨の賞賛を得ている。代表の派遣はほとんど国策として決定しており、簡単に白紙撤回ができる状態にはなかったろう。

ところで小村外務大臣の内田公使への訓令は、日露講和会議への第三国の関与は一切認めないことと、中国の利害に関わりがある事項については、あらためて日中間で直接に協議することの2点を主要な内容としていた⁽²⁵⁾。内田公使は4日に慶親王と面会したが、その場には那桐と、軍機大臣の1人で同じく外務部会弁大臣であった瞿鴻禨が同席した。この席で内田は、本国からの訓令の趣旨を伝えた。これに対して中国側は、代表の派遣を中止する意思を示す一方で、派遣説を抑える意味でも、講和会議で決定された中国に関する事項で、

中国との協議を経ないものは承認しない旨の照会を、日露両国に発するつもりであることを述べた⁽²⁶⁾。

内田から4日の会談の様様について報告を受けた外務省では、極めて強い調子で「照会」の発送を思いとどまらせるように指示した。この指示を受けて内田は発送中止の働きかけに走り回ったが、結局間に合わなかった。中国の外務部は7月6日にロシア駐在の胡惟徳公使に照会文を打電し、日本に対しては7月7日に日本駐在の楊枢公使から外務大臣宛に伝えられた⁽²⁷⁾。この問題について留意しておくべきことは、「照会」の発送は、代表の派遣を日本の圧力で中止せざるを得なかったことに対する、窮余の策であったわけではなく、これ以前から検討されていた「因応」の策の選択肢の一つだったことである。

日本公使館が入手した先の「翰林五名」による上奏文では、「因応」の策として、講和会議への代表の派遣、欧米諸国への援助要請は、ともに取るべき政策ではないとして退け、「和議中ニ中国ノ主権ヲ損シ及ヒ中国ニ開^(マ)渉スル事件ニシテ未タ中国ト商議ヲ経サルモノハ概シテ之ヲ承認セサル旨ヲ切実ニ声明」すべきことを提起していたのである。中国の外務部では、「因応」の策として、まず講和会議への代表の派遣を優先させ、日本の内諾を取り付けようとしたのであるが、受け入れられなかった。その結果、この「翰林五名」が「因応」の策として提起していた建議を取入れ、先のような内容の照会の日露両国への送付を国策として採用するに至ったのである。

二 東三省善後策と内政改革の提起

日露両国の朝鮮・満州における利害調整を目的に、1903年7月から始まった外交交渉は難航したが、日本の修正案に対するロシア側の第二次対案が提示された1903年12月には、開戦に至った場

合を予測して、日本政府は対中国政策の立案に入った。立案の選択肢は二つあり、一つはロシアとの戦争にともに参戦させることであり、もう一つは中立を守らせることであった。12月の閣議決定で後者が選択されたわけであるが、その理由の一つは「善後の処分に便なること」、すなわち戦後の処理が単独で行えることにあった⁽²⁸⁾。この決定に従って、日本政府は内田公使を通じて、開戦に至った場合の中立の宣言を、慶親王に勧めた。

ロシアに対する宣戦の布告がなされてからまもなく、中国は日本の働きかけに従って中立の宣言を行ったが、同時に、東三省の地は戦争の行く末に関わり無く、中国の主権の下に帰すべきものであるとの声明を発表した。これに応じる形で小村外務大臣は、内田公使を通じて慶親王に対し、ロシアとの戦争で「清国ノ地ヲ獲得スルノ意」は全くないこと、「清国ノ主権ヲ毀損スルモノ」ではないことを、表明した⁽²⁹⁾。しかし戦時においてはもとより、戦後に関しても、これを保証する確実な担保があったわけではない。中立の宣言は、ロシアの租借地等の戦後における処分をめぐる交渉の場から中国を排除し、日本に便宜を与えることになったが、同時に日本の満州での軍政は戦後における主権の回復の困難さを予測させることになった。したがって日露講和の局面が形成されるなかで、講和会議への参加問題だけでなく、戦後の主権回復の方策までもが中国国内で議論されるようになったのは当然であった。

先に指摘したように、日露講和問題に対する国策の策定にあたっては、清朝の中央、地方の官僚から意見の聴取が大々的に行われた。講和会議そのものについては、会議で決定された中国に関する事項で、中国との協議を経ないものは承認しない旨の照会を送付するという対応が最終的にとられた。このような「因応」の策が実施された後の日本のある雑誌は、この意見聴取の様子について、「清廷は講和問題の提起以来秘密会議を開くこと

幾たびなるを知らず、而して南北洋大臣を首め各総督巡撫及び各国駐節の公使に電照して其意見を徴せり。六月二十三日両宮は特に枢府の群臣を召し集議せられたり」と述べている⁽³⁰⁾。意見の聴取がどれほど熱心に行われたかは、次のような事例からも分かる。各省の督撫に対して意見の提示が求められたのが1905年の6月26日であったが、湖広総督張之洞からの意見が無かったために、7月19日には即日意見を提示するように、再度指示が出されている⁽³¹⁾。

こうした大々的な意見の聴取の結果、「因応」の策については、代表派遣の説が多数を占めたが、それが日本の圧力で断念に追い込まれた結果、「翰林五名」が建議したような照会の送付が実行に移された。個別の具体的な事例を明らかにすることはできないが、おそらく以上のような意見以外にも、「因応」の策が提示されたものと思われる。「照会」の送付が行われた後に、催促に応えた張之洞は「因応一条」と「善後五条」の意見を提示した⁽³²⁾。彼は「因応」の策について、「照会」の送付を必要なことだと認めつつも、その効果については全く悲観的で、日露開戦にあたって中国が行った中立宣言に対する日本の主権尊重の表明を前提として、講和後の日本との交渉で問題の解決にあたるべきであるという考えを示していた。

この張之洞の「因応」策は、中国との交渉は、講和後の北京会議において二国間で直接になされるべきであるとする日本の考えに近いものであった。東三省問題に関する中国の主張は、講和会議後の二国間直接交渉の場で提示すべきであるとする意見は、地方督撫の間に多かったようで、日本の新聞は「唯幸ひなる各督撫の対東三省意見なるもの其の大意日本に信頼し日露平和後日本と直接交渉するの利益を上奏するもの多き事是れなり」と報道していた⁽³³⁾。「因応」の策に関しては、代表派遣の意見が多く、それが日本の圧力で挫折した後は、先のような内容の照会の送付が提起され、

実行に移されたわけだが、こうした中央での動きに対して、地方督撫の多くは反対であったことが、この新聞報道から推測できる。事実、張之洞と並ぶ有力な地方督撫の一人である袁世凱も、こうした「因応」の策に反対していた。

代表の派遣問題について中国側と折衝していた時、内田公使は公使館付の武官で直隸総督府の軍事顧問でもあった坂西利八郎に袁世凱の意向を探らせた。坂西からの報告によれば、袁世凱は内田と同意見で、「既ニ数千言ヲ費ヤシテ専使派遣ノ愚ナルコトヲ清国政府ニ論駁」していた⁽³⁴⁾。当時の日本の新聞も、袁世凱が慶親王に「交戦国の怨を構ふることあるべからず」と打電し、代表の派遣に反対したことを報じていた。同じ新聞の同日付の他の記事が指摘しているほどに⁽³⁵⁾、袁世凱のこの意見と代表派遣の中止決定に直接の関係があったかどうかは定かでないが、ともかくも袁世凱や張之洞といった地方の総督が「因応」の策の多数意見に反対であったことは確かである。

ところでワシントンでの日露講和会議開催というニュースを前に、清朝の中央・地方の大官、それに外国駐在の公使に提示が求められたものには、「因応」の策のほかに「善後」の策もあった。ただ先の「翰林五名」の上奏には「善後」の策は盛り込まれておらず、「因応」の策がもっぱら論じられていた。これに対して張之洞の電報は、「善後」の策に重点が置かれ、分量の面でも多くが割かれている。先にふれたように、それは5条からなっていたが、まず項目を並べると、「徧地開放」、「変法」、「中日兵合力駐守」、「就地籌餉」、「以後防俄之策」となっている。

「中日兵合力駐守」というのは、ロシアを想定した東三省の防衛であり、日本軍と中国軍が共同でこれに当たり、中国軍の増強にともなって日本軍を次第に減少させる計画である。「就地籌餉」というのは、この両国軍の駐屯費用の調達方法のことであり、東三省域内での調達を提案している。

最後の「以後防俄之策」については、日露講和が実現した後、日本と協議して策定することを勧めている。以上の3点から、張之洞は日露講和成立後の東三省問題を、日本との協調関係において構想していたことがわかる。

残りの二つの項目は相互に関連しており、また本稿の趣旨との関わりが強い。「徧地開放」とは、東三省全域を諸外国に開放することを意味しており、こうしなければ「各国均霑の望みを慰めることはできないし」、「強隣併呑の謀を杜ぐことはできない」としている。ただ「徧地開放」の方法は一樣ではないので、「今回の遊歴大臣」に外国において詳細に調査させ、中国で実行しても弊害がないようにすることを求めている。最後に「変法」であるが、今後の東三省の治安維持には「官制」と「政法」の改革が、各国民の雑居には「西法」の採用と「外国顧問官」の雇用が必要であることを指摘している。この二つの項目に関連して重要なことは、2点ある。一つは、約1週間前に上諭で派遣の意思が示された海外政治視察大臣の役割が、「善後」の策との関連で言及されていることである。もう一つは、直接的には東三省の地方統治を対象としているが、「善後」の策には国内の政治制度改革が含まれていることである。

他の督撫については、張之洞のようによく整理された具体的な「善後」策を知ることはできないが、8人の総督のうち5人が立憲の上奏をしたといわれており⁽³⁶⁾、やはり日露戦後に向けて内政改革が重視されていた。また張之洞と、直隸総督袁世凱、两江総督周馥の合わせて3人が、連名で12年後の立憲政体への移行を上奏したのも、この時期であった。袁世凱等によって、漸進的な立憲政体への移行を求める上奏がなされたことは、日本の新聞等でも報道されており、その事実とともに政務処で協議中であることが伝えられていた⁽³⁷⁾。

以上のような地方督撫のほかに、中央官僚の中にも、日露講和後の「善後」策を内政改革に重点

を置いて提案している人物がいた。栄慶の日記を見ると、光緒31年6月の前半には、東三省問題に関してしきりに提案がなされ、また政治視察団の海外派遣が協議されている様子が推察できるが、こうした政治視察団派遣の上諭が出される前の2週間の記述の中に、当時、商部侍郎の職にあった唐文治の憲法に関する提案への言及がある。日記それ自体の中には詳しい記述はないが、唐文治の『茹経堂奏疏』⁽³⁸⁾には、「請立憲摺」という文章が収められている。ただし日付は光緒31年の8月となっているから、栄慶が言及しているのは、その概要のようなものかもしれない。

唐文治は「請立憲摺」の中で、日本にならって立憲政体に改めることを提唱しているが、その立憲政体には「五益」があるとしている。それは「永固邦本」、「権集政府」、「固結民心」、「収回主権」、「因応外交」の五つである。この「五益」のなかで、本稿の内容と最も関連が深いのは、立憲政体を採用することの外交上の利益を説いた、最後の「因応外交」である。

彼は日露講和の後を、次のように予測する。勝利した日本はより一層横暴になり、敗北したロシアはその怒りを外に向け、結局、両国ともに中国に償いを求めようとする。もし中国が成り行きに任せて対策を立てなければ、危険は計り知れない。このように指摘した上で、唐文治は日露戦後への対策、いわば「善後」の策を提案する。「練兵」という軍事的要素を無視しているわけではないが、彼が対策として最も重視しているのは「立憲」という政体の改革である。

「収回主権」の部分で述べていることであるが、治外法権の承認のように、中国の主権が侵害されている最大の要因は、中国の法律が「独異」な点にあった。したがって主権の回復を図るためには、憲法を根本とするところの、国内の法体系の整備が強調されることになる。この時期、同様な考えは清朝の官界にかなり広まっており、駐日公使の

楊枢は日本の経験を持ち出し、条約改正に成功した要因を憲法の発布に求め、中国も治外法権の回収には、国内の法体系の整備が必要であることを提起していた⁽³⁹⁾。

唐文治にとって、「立憲」は中国の戦後外交にとっても極めて重視されるべきものであった。彼は立憲政体採用の対外的意義を、次のように述べている。主要各国にならって中国も立憲政体を採用し、世界の耳目を一新させ、そうして中国の実力が認知されれば、これまで中国の領土保全を主張してきた欧米諸国はその政策を変更することはせず、中国を援助する国があれば、日露両国の横暴な要求も終息するであろう。

日露講和が現実化していくなかで、清朝はそれへの対策の提案を求めた。中央の官僚を中心に、講和会議への代表の派遣等の当面の外交的対応について多くの意見が提起されたが、袁世凱等にとって、日露講和への外交的関与は、講和会議終了後の日中二国間交渉しか考えられなかった。むしろ彼らが重視したのは、戦後に向けての「善後」策であった。中国の主権回復を目指した「善後」策の提案にあたって、彼らに共通して見られる姿勢は内政改革への注目である。当時のある雑誌に掲載された論説は、「平等、互利の国際を欲し、各国に要求しても、各国の拒絶を見るまでも無く、我々自身がその不可能なことを知っている」と現状について述べた後、「必ず政体を立憲に改めた後に可能となる」ことを指摘しているが⁽⁴⁰⁾、袁世凱等の主権回復という課題の設定と内政改革の提起との関連もまた、これと同様な文脈で理解することができるであろう。

三 海外政治視察団派遣の決定と日本の反応

これまでに述べてきたように、日露戦後への「善後」策として、地方督撫たちを中心に国内政治制

度の改革が提起されるようになった。海外への政治視察団の派遣はこうした動きとの関係の下で、国策として決定されることになるわけであるが、外国の政治視察実施はいつ頃から提起されたのであろうか。一説によれば、清朝内部で外国への政治視察団の派遣が討議され始めたのは、1904年の8月から9月頃であった⁽⁴¹⁾。たしかに1904年9月4日付の『大公報』には、「政府」が各国に使節を派遣して政治を調査し、帰国後は「変法」を行うことを協議したこと、使節の人選については、「倫貝子、あるいは某尚書、あるいは伍侍郎」が取りざたされていることを伝える記事が掲載されている。

とりあえずここから分かることは、国内政治改革のための使節派遣であり、溥倫、伍廷芳等が人選の対象になっていたことである。ただわずかに2行の記事であるため、ほぼ同じ頃の日本の新聞が報道していた、日露戦争の解決に向けて欧米各国の調停を求めるための伍廷芳の派遣との関係など、不明な点もある。しかしこの記事に現実味を与えているのは、この外国への使節派遣の議論は、日本軍の復州での「民政局」の設置を契機としていたと指摘している点である。

満州に派遣された日本軍は、ロシア租借地に対して完全な施政権を掌握した占領地軍政を実施しただけでなく、内地に対しても軍政委員を任命して軍政を行った。1904年4月、大本営は満州派遣の各軍司令官の配下に軍政委員の任命を開始し、同年5月に安東県に最初の軍政署を開設した。これに続いて各地に軍政署の設置が拡大したが、1906年9月に関東総督府が廃止され、平時組織の関東都督府が設置されるまで、満州における軍政は継続した。軍政の開始にあたって、『大公報』の記事にある復州のような租借地以外においては、清朝地方官に民政を委ねる方針を提示していた⁽⁴²⁾。復州に軍政署が設置されたのは1904年6月のことであった。それでは何故に、この復州での軍政が、

外国への使節派遣の議論が始まる契機となったのであろうか。

復州軍政署の軍政委員に任命されたのは歩兵大尉の平山治久であったが、この平山による軍政が中国側から非難を受けることになった。1904年9月、小村外務大臣は寺内陸軍大臣に対して、内田公使からの電報に対する回答を求めた。内田からの電報は、日本軍が復州に「民政公署」を設け、民政を掌握していることに対して、その回収の申し入れが那桐を通じて慶親王からあったことを記していた⁽⁴³⁾。この月の下旬には、さらに詳しい内田からの報告が、小村から寺内に伝えられた。それは慶親王からの指示で、那桐が内田との会談を行った時の内容に関するもので、盛京將軍が復州の「民政公所」の章程を送ってきたことについての指摘や、清朝の地方官が保管している官金が軍政署によって使用されていることへの非難があったことが記されていた。

この報告書の中で内田は、「其語氣ニ依レハ本件ハ先日文韞ノ當口ニ赴任スル事ヲ謝絶セラレタル事ト相待チ清国当局者ニ甚シキ疑惑ト我国ニ対シ尠カラサル悪感情トヲ起サシメタルモノ、如クニ有之候」と述べており⁽⁴⁴⁾、營口道台の任命延期問題とも重なって、民政に介入する日本軍に対する非難が、清朝内部で高まっていたことが分かる。章程によれば復州城内と城外の「社」ごとに、合計13の民政公所が設けられることになっているが、その「総弁」の任命権は軍政署が有し、住民から「捐金」を徴収して、以下のような事項について調査・報告を行うことになっていた。それは団練会の事項、各種物産の種類や生産量、牛馬車および牛馬の数、農業の経営と生産状況、住民およびその移動状況、「匪徒」の活動や伝染病である⁽⁴⁵⁾。先の『大公報』の記事にあった「民政局」とは、この民政公所のことであろうが、復州軍政署では旧来の清朝のものに取って代わる新しい地方行政組織を作ろうとしたのである。

こうした民政公所の設置や官金の流用は、慶親王の抗議にあったように、「清国ノ主権ヲ推量スルノ意思ニ反スル」行為であった⁽⁴⁶⁾。抗議を受けた外務省では、民政公所の撤廃はやむをえないとの意見を、陸軍大臣に提示した。その結果、遼東守備軍司令官の意見で、実地調査を行った上で処理することになった。実地調査に派遣されたのは北京公使館書記官の川上俊彦であったが、その調査報告に基づいて、民政公所の中国側地方官への引渡しと流用した官金の償還が決定された。

1904年10月に提出された川上の調査報告は5件からなっていたが、最後の「復州軍政ニ関スル件」⁽⁴⁷⁾は、平山軍政委員が民政公所の設置以外の問題でも、復州の行政に介入していたことを示している。それは高萬梅の放逐である。復州城には、奉天將軍の下に、旗人の長官である城守尉高萬梅と漢人を統轄する知州曹祖培がいたが、平山は石炭を盗掘して売却したことを理由に、高萬梅を城外に放逐したのである。川上が指摘するように、「正当官憲ノ手ヲ経スシテ直チニ中立国ノ地方官ヲ処分シタルハ蓋シ無謀ノ譏」を免れないものであった。

軍政署の設置が進められていた時期、満州にいた日本領事の中には、「此際本邦人一般ニ最モ注意セサルヘカラサルハ濫リニ戦勝ノ余威ヲ借リテ暴戻ノ挙動ニ出テ露国ノ轍」を踏まないことであると⁽⁴⁸⁾、外務省宛に具申した人物もいた。しかし復州軍政署のような事例は、決して特異なものではなかった。各軍政署では、本来は中国側地方官が担当すべき「地方の行政、徴税、土木を主宰し、または学校を創立し、各種の事業を実施」していたのである⁽⁴⁹⁾。

このような事態は、内地軍政の当初の方針を大きく逸脱していたが、中国側に対しては、中立宣言にあたって出した照会への日本側の回答がいかに保証の無いものであるかを、また戦後の主権回復がいかに困難であるかを知らしめることになっ

た。中国側はもちろん、慶親王を中心に外交交渉によっても個々の問題の解決を図ったのであるが、先の『大公報』の記事が示すところでは、復州の民務公所問題を契機に、国内の政治制度改革に向けた外国への視察団の派遣も協議されるようになったのである。

以上のように、1904年の8月頃から、外国の政治視察実施が清朝内部において提起され始めていたが、「因応」の策よりは「善後」の策を重視して主権回復を図ろうとした官僚たちに、日本の軍政の拡大と日露講和の局面の形成は、内政改革の必要性をより一層自覚させることになったであろう。いわば「善後」策の提案と結びつくことによって、海外政治視察団の派遣が国策として決定される条件が成熟していったのである。

こうした経緯をよく示している一つの材料が、民間の憲政研究団体の雑誌に掲載された記事である。「憲政研究会」は上海の立憲派を中心に結成された研究団体であるが、それが1906年9月に立憲準備の上論が出された後、『憲政雑誌』を出版した。冒頭に鄭孝胥の「憲政雑誌序」を掲載したこの雑誌の第1巻第1号（光緒32年11月）に、「五大臣考察各国政治」という記事が載せられている。この記事は、海外政治視察団の派遣が決定されるまでの経緯について、およそ以下のように述べている。

日露戦争が起こってから、駐仏公使の孫寶琦が初めて政体改革を奏請し、立憲政体の利点を詳言した。疆臣中では江督周馥、鄂督張之洞、粵督岑春煊等の提起があった。6月初めになって、親貴大臣を各国に派遣して憲法を考察させ、帰国した後の政治改革の助けとすることを、直督袁世凱が上奏した。こうして初めて、五大臣の海外派遣の命令が出た。

光緒31年の6月初めとは、『榮慶日記』を見ても分かるように、日露講和に関する対策が盛んに提示され、清朝の中樞において政治視察団の派遣

問題が協議されつつあった時期である。すでに漸進的な立憲政体への移行を、張之洞、周馥とともに提起していた袁世凱は、それに引き続いて海外への政治視察団の派遣を上奏し、その結果、それが国策として採用されるに至ったことを、民間の立憲派の研究団体である憲政研究会の雑誌が認めているのである。外国への政治視察団の派遣は、もちろん袁世凱が最初に考案したわけではなからう。最初に考案したのは、憲政研究会との関連も深い「江浙の立憲派」であるのかもしれない。しかし重要なことは、海外政治視察団の派遣を国策として採用するという最終的な局面においては、袁世凱が決定的な役割を果たしたことである。

ところで1905年7月の海外政治視察団派遣に関する上論の発表は、日本等諸外国の注目を引くことになった。この頃、北京の公使館から定期的に外務省に送られていた『燕京見聞彙報』を見ると、公使館では清朝の各行政機関の中に協力者を得て、情報収集活動を行っていたようである。『燕京見聞彙報』には、1905年7月19日の呉某からの報告として、次のようなことが記されている⁽⁵⁰⁾。大官の中から立憲に関する意見が相次ぎ、それを「兩宮」に上奏したところ、「日本ノ変法自強ニ鑑ミ立憲ヲ以テ然リ」とされたが、中国の民の現状がまだ日本人に及ばないことを理由に、「其辦法ヲ熟議シ詳細覆奏」するように命じられた。これがこの月の初旬のことであったというから、まさに東三省善後策が盛んに提起されていた時期にあたり、また『榮慶日記』の光緒31年6月7日には、「遣使考察政治」について協議したことが記されている。

呉某の報告はさらに、「其結果過日慶親王ヨリ徐侍郎等ニ東西各邦ニ赴キナハ主トシテ立憲政治ヲ熱心調査スベシトノ談アリ」と、続いている。慶親王が語った相手は徐世昌のように思えるが、侍郎という肩書きをつけているなど、不明確な点もある。だがその後の事態の推移を念頭において考

えると、大筋としては納得のいく報告である。だが公使館が得た情報は、このような内容のものばかりではなかった。7月19日の江某の情報は、海外への使節の派遣は政治視察を名目に行っているが、「実ハ日露講和ニ関スル消息ヲ探查シテ運動スル」ことに目的があることを伝えていた。また翌日の軍機処劉某からの情報は、視察団派遣の目的は、「変法」に関する諸制度を調査するだけでなく、一面では、日露講和問題に関して各国が中国を援助するように働きかけをすることにあり、指摘していた⁽⁵¹⁾。

このように外国への使節派遣の上諭が出されたばかりの頃の北京の日本公使館には、その目的が日露講和会議をめぐる情勢調査と各国への働きかけにもあるという情報がもたらされていた。当時の日本の新聞報道については次に検討するが、当初の日本の受け止め方がおよそこのようであったことは、次のような指摘からも納得できる。「上諭下れる前後は、恰も日露講和談判に対する清国の態度、兎角の批評ありたる際とて種々の臆説起り必ず列国の援助を求むるが為なりなど云はれたり。去れど其後の模様を察するに、全く立憲政体取調にあるものゝ如し」⁽⁵²⁾。上諭発表の当初は、日露講和会議に対する各国への援助要請であると受け取られていたが、その後、全く立憲政体の調査が目的であることが判明した、というのである。

日本の新聞は7月18日頃から、中国の使節派遣問題を報じ始めた。この日の『東京朝日新聞』は、「講和に関して各国の態度を探る為めなり」と、使節派遣の目的を日露講和会議に結びつけて、報道していた。使節派遣の目的が、日露講和会議をめぐる各国の動静把握にあるとする報道は、この日の『大阪毎日新聞』の「特使の派遣」、『都新聞』の「清官の海外派遣」といった記事にも見られる。翌日になると、報道の内容に若干の変化が見られるようになるが、『東京日日新聞』の「清国政府の熟図を促す」という社説は、立憲政治施行の準備

との関連に言及する一方で、東三省問題に関する各国の動静調査が目的であるとする観察は根拠の無いものではないと、見なしていた。そしてもしそれが事実であるとすれば、「其幾と無益の労心たることを喝破するに躊躇せざるなり」と、無駄な努力であると論断していた。

以上のような、日本の新聞報道における中国の使節派遣の位置づけを、最も端的に示しているのは、次のような記事であろう。「惟ふに是れ例の満州問題に関し廟議一決せず、三転し第一米国に使節派遣の義、第二に前便の声明書、第三今回の調査委員派遣となれるものにして」、「日本その他の満州問題に関する意向を探らん為め特派したるものにて、序ながら立憲政体の取調にも従事すべしと云ふ」⁽⁵³⁾。日露二国間直接交渉という会議形式での講和が現実化したことに対して、清朝がまず採用しようとしたのは代表の派遣であり、次にすでにふれたような照会の発送を行ったが、それに続く第三の策が、今回の使節の派遣だということである。このような見方からすれば、使節派遣は、政体改革には二義的意味しかおかない、第三の「因応」の策の実施であったということになる。

以上のような報道に比較して、異なった論調を示していたのが『報知新聞』の記事である。使節派遣に関する18日の記事で、日露講和会議との関連に言及することの無かった『報知新聞』は、翌日の「大員遣外的意思」という記事において、日本だけでなく米国等にまで使節を派遣する理由について、「例の日露事件に付き各国に対し清国の為め周旋を求むるが如き意思にあらざるが如し」と述べ、日本の対応に関しては、「要するに此際日本は克く清国が東西各国に大員を派遣するに對し公平にして且つ綿密なる鑑識判断を為し充分の同情を以て之れを歓迎し以て遺漏なき事を謀るは目下の急務なりと信ず」と、好意的に受け止めるべきことを主張していた。

その後、他の新聞も「清国政府が視察員派遣の

事に付探聞するに其主眼は正しく立憲政体取調にあり」と報道するようになり⁽⁵⁴⁾、使節派遣の目的がまさに海外政治視察にあることが伝えられるようになっていく。また北京の日本公使館でも、さまざま異なった情報が寄せられるなかで、この問題に関して工部侍郎盛宣懷、盛京將軍趙爾巽、戸部尚書張百熙それに袁世凱といった高官たちと接触し、日露講和問題とは無関係で、新政に不熱心な官僚の啓蒙や外国の政治制度調査が目的であることを伝えられる⁽⁵⁵⁾。また日本での留学経験を有し、視察団の随員の一人にも予定されていた陸宗輿は高洲通訳官と会見し、日露講和会議をめぐる各国の意向調査が目的であるとする新聞報道を否定した上で、各国の制度を調査して、帰国後それを実施に移すことが目的で、なかでも日本での調査に最も重きが置かれていることを明らかにした⁽⁵⁶⁾。

外国への使節派遣の上諭が下された当初、北京の日本公使館が得た情報は必ずしも確固としたものではなく、日露講和会議の開催に向けた外交活動の一環であるという印象も与えられていた。また日本国内の多くの新聞報道も、同じような印象を与えていた。しかし実際には、日本軍政の強力な展開に直面し、日露戦後の主権回復が危惧されるなかで、外国の政治調査のための使節派遣は、前年から提起されていたのである。そして日露二国間での講和会議の開催が決定され、それへの対応をめぐる建議が求められるなかで、国策として採用される条件が成熟し、主権の回復を目指す国内政治改革論と一体のものとして、実施に移されることになったのである。

おわりに

海外政治視察団の派遣は、実質上は中国における憲政採用の準備開始を意味するものであった。

帰国した視察大臣たちの上奏を受け、1906年9月に憲政準備の上諭が出されてからの立憲史的政治史研究は、国会の開設問題にもつばら焦点をあててきた。しかし実際にはそれほど単純ではなく、分立しつつ君主に直隸する行政機関の統合や監察機関の存廃、それに中央と省との間の権限配分等、憲政準備に向けて着手された諸政策の影響の及ぶ範囲は広く、また深刻であった。それだけに憲政準備の進行に対する反発や妨害も、根強く存在し続けた。

このような意味を有する海外への政治視察団の派遣に関して、それを国策として採用するか否かが討議されたのは、日露二国間による講和会議の開催が現実化し、それへの中国の対応に関する建議が求められるという局面においてであった。提出された建議は、基本的に二つの種類に整理することができる。一つは日露講和に対する、できる限りの直接的関与を追求するものであり、もう一つは日露講和への中国の関与は、日本の主張と同様に、講和会議終了後の日中二国間直接交渉に限定し、建議の重点を戦後の主権回復に向けた国内の政治改革におくものであった。海外への政治視察団の派遣は、後者の側から国策としての採用が求められたのであるが、前者の建議には講和会議との関連での使節派遣の主張があったために、両者の間に混同が生じることになった。

政治視察団派遣の国策としての採否が、日露二国間による講和会議開催をめぐる建議をふまえて討議されたという判断は、それ以前から国内の政治改革が提起され、それとの関連で外国での政治調査の主張がなされていた事実を排除するわけではない。満州での日本軍による内地軍政の強力な推進は、日本の当初の方針からも逸脱し、戦後の中国の主権回復の危うさを印象づけるものであった。こうした状況のなかで提起され始めた、国内の政治改革とそれを実現するための外国の政治調査が、講和会議の開催決定によって戦後が見え始

めた時点で、国策としての採用というレベルに立ち至ったのである。

最後につけ加えておかねばならない点は、20世紀初頭における中国の立憲政体採用の準備には、戦局を有利に進める立憲国家日本と相手方の専制国家ロシアという、国家の強弱をめぐる政体比較だけでなく、日本軍が満州で強力に進める内地軍政に対する主権の回復という現実的課題も契機として作用していたことである。

註

- (1) 熊達雲「清末における中国統治者内部の日本憲政模倣主張の議論について」『早稲田政治公法研究』第43号・第44号、1993年8月・12月。
- (2) 永井算巳『中国近代政治史論叢』汲古書院、1983年、216頁。同様な見解は、浅原達郎『『熱中』の人一端方伝一』(六)『泉屋博古館紀要』第10巻、1994年3月)にも見られる。
- (3) 孫安石「光緒新政期、政治考察五大臣の日本訪問」『歴史学研究』685号、1996年6月。
- (4) 伊杰「五大臣出洋考察政治的動因及其演變過程」『近代史研究』1989年第3期。「江浙の立憲派」を重視した論文として、これ以外に、程為坤「日俄戦争与清末立憲運動」(『清史研究集』第7輯、1990年10月)がある。
- (5) 寺本康俊『日露戦争以後の日本外交—パワー・ポリティクスの中の満韓問題—』信山社、1999年、47～48頁。
- (6) 外務省編纂『日本外交文書』日露戦争V、日本国際連合協会、1960年、236頁。
- (7) 寺本前掲書、47頁。
- (8) 伊藤之雄『立憲国家と日露戦争—外交と内政1898～1905—』木鐸社、2000年、250～251頁。
- (9) 前掲『日本外交文書』日露戦争V、710～711頁。
- (10) 前掲『日本外交文書』日露戦争V、718頁。
- (11) 前掲『日本外交文書』日露戦争V、88～90頁。
- (12) 『徳宗実録』中華書局、1987年、巻545、光緒31年5月。「諭各督撫及各使日俄議和中国応如何因应著各抒所見電」(光緒31年5月24日)『清季外交史料』(六)文海出版社。
- (13) 前掲『日本外交文書』日露戦争V、590～594頁。
- (14) 前掲『徳宗実録』巻535、光緒30年9月。
- (15) 「論中国近日之外交」『外交報彙編』第1冊、広文書局、1964年。
- (16) 『大阪毎日新聞』明治37年9月22日。
- (17) 前掲『日本外交文書』日露戦争V、741頁。
- (18) 『大阪毎日新聞』明治38年7月9日。
- (19) 前掲『日本外交文書』日露戦争V、156頁。
- (20) 『榮慶日記』西北大学出版社、1986年、光緒31年6月。
- (21) 前掲『日本外交文書』日露戦争V、158頁。
- (22) 前掲『日本外交文書』日露戦争V、161頁。
- (23) 前掲『日本外交文書』日露戦争V、173頁。
- (24) 「那桐日記」(1890—1912年)(続五)『北京档案史料』2002.2、2002年6月。
- (25) 前掲『日本外交文書』日露戦争V、158頁。
- (26) 前掲『日本外交文書』日露戦争V、162頁。
- (27) 「外部致胡惟徳日俄議和凡未與中国商定者不能承認電」(光緒31年6月4日)前掲『清季外交史料』。前掲『日本外交文書』日露戦争V、164～165頁。
- (28) 鹿島守之助『日本外交史』7(日露戦争)鹿島研究所出版会、1972年、25頁。
- (29) 外務省編纂『日本外交文書』日露戦争I、日本国際連合協会、1958年、755～756頁、766頁。いうまでもなく、満州の遼河以東は戦罷地域と認めさせられた。
- (30) 「清韓時報」『外交時報』第93号、明治38年8月。

- (31) 『徳宗実録』巻 546、光緒 31 年 6 月。
- (32) 「鄂督張之洞致樞垣議覆日俄直接議和因応辦法電」(光緒 31 年 6 月 22 日) 前掲『清季外交史料』。
- (33) 『東京日日新聞』明治 38 年 8 月 25 日。
- (34) 前掲『日本外交文書』日露戦争Ⅴ、169 頁。
- (35) 『大阪毎日新聞』明治 38 年 7 月 9 日。
- (36) 伊杰前掲論文。
- (37) 『東京朝日新聞』明治 38 年 6 月 27 日。『東京日日新聞』明治 38 年 6 月 28 日。
- (38) 沈雲龍主編近代中国史料叢刊第 6 輯(文海出版社) 所収。
- (39) 『光緒朝東華錄』光緒 31 年正月癸巳。
- (40) 「論考察政治之專使大有關係於外交」『外交報彙編』第 2 冊、広文書局、1964 年。
- (41) 伊杰前掲論文。
- (42) 鈴木隆史『日本帝国主義と満州 1900～1945』上、塙書房、1992 年、91 頁。
- (43) 外務省編纂『日本外交文書』日露戦争Ⅲ、日本国際連合協会、1959 年、400 頁。
- (44) 前掲『日本外交文書』日露戦争Ⅲ、401～402 頁。
- (45) 前掲『日本外交文書』日露戦争Ⅲ、404～405 頁。
- (46) 前掲『日本外交文書』日露戦争Ⅲ、406 頁。
- (47) 前掲『日本外交文書』日露戦争Ⅲ、418～420 頁。
- (48) 前掲『日本外交文書』日露戦争Ⅲ、594～595 頁。
- (49) 大山梓『日露戦争の軍政史録』芙蓉書房、1973 年、80 頁。
- (50) 外務省記録 1-6-1-21 『燕京見聞彙報』第 42 号。
- (51) 同上。
- (52) 「清韓時報」『外交時報』第 94 号、明治 38 年 9 月。
- (53) 『東京日日新聞』明治 38 年 8 月 3 日。この記事は「北京叢談」として連載されたもので、執筆者は『東京日日新聞』の「本社特別通信員」、発信日は 7 月 17 日である。
- (54) 『東京朝日新聞』明治 38 年 7 月 20 日。海外政治視察団派遣のニュースはイギリスの新聞でも報道されたようである。イギリスの新聞報道に関して、あらためて注目しておくべき点は、12 年後の議会開設と海外政治視察の実施とが、同一記事の中であわせて報道されていることである(「論中国之前途」、「論中国派遣大臣考察外国政治」『外交報彙編』第 4 冊、広文書局、1964 年)。
- (55) 「政務調査員派遣ニ関シ報告ノ件」(内田康哉公使から桂太郎臨時外務大臣宛、明治 38 年 7 月 22 日、外務省記録 1-6-1-20 『政務視察ノ為メ清国大官ヲ各国ニ派遣一件』)
- (56) 高洲通訳官報「八月八日陸宗輿来談四大臣外国派遣ニ関スル件」(内田康哉公使から桂太郎臨時外務大臣宛、明治 38 年 8 月 9 日、外務省記録同上)。

(広島大学大学院文学研究科教授)